

(参考) 国民健康保険に関する動きについて

1 京都府国民健康保険運営方針の改定について (別添 1)

(運営方針について)

国民健康保険法（第82条の2）において、都道府県が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県が国民健康保険事業の運営に関するする方針を定めるものとされている。

現在、平成30年度から3年間の方針が定められており、今回、令和3年度から3年間の方針に改定されるもの。

※別添は中間案であり、最終版は令和3年2月中に京都府において公表予定

(主な改定内容)

- (1) 市町村国保会計の赤字削減等の取組を強化し、京都府は、市町村ごとに赤字の状況を公表（見える化）する。
- (2) 保険料率について、次期計画期間では府内統一はしないが、将来的には保険料水準の統一を目指し、市町村と課題等を整理する。

2 マイナンバーカードの保険証利用について (別添 2)

(制度の概要)

令和3年3月から、医療機関等において医療保険資格をオンラインで確認ができる「オンライン資格確認」が開始される予定であり、マイナンバーカード（MNカード）を健康保険証として利用することができるようになるもの。

(主なメリット)

- (1) MNカードによる資格確認に対応した医療機関等では、MNカードのみで受診が可能。（医療保険が変わる際、新保険者側で資格異動に係る手続きが完了していれば、新しい保険証の発行を待たずにMNカードで受診が可能。）
- (2) 高齢受給者証や限度額適用認定証（70歳未満の滞納世帯を除く。）等の持参が原則不要になる。
- (3) 被保険者本人がマイナポータル画面から、特定健診データや、薬剤情報の閲覧が順次可能となる。
- (4) 確定申告手続きで、マイナポータルを活用して医療費情報を取得した場合には、その医療費に係る領収書の保存が不要（令和4年1月予定）。
- (5) 医療機関等において、診療時における確実な本人確認と、被保険者資格確認が可能となる。 など

3 子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入について (別添3)

(趣旨)

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子どもの均等割保険料を軽減するものであり、国（第204回国会）において改正法案が審議予定。

(軽減措置の概要)

本市の国民健康保険料は、被保険者均等割、世帯別平等割、所得割から成りますが、そのうち就学前の子どもに係る均等割について、5割を公費負担により軽減するもの。

- ・対象：未就学児
- ・軽減内容：未就学児に係る均等割保険料の5割を公費により軽減
子ども1人当たり年額 33,230円 ⇒ 16,615円
(※本市の令和3年度保険料で試算)
- ・負担割合：国1／2，都道府県1／4，市町村1／4
- ・施行時期：令和4年度

京都府国民健康保険運営方針の改定について

(中間案の概要)

基本的事項

～国民皆保険制度を支える国保を市町村とともに維持～

①国保改革の経過と目的

- ・市町村国保は「年齢構成が高く、医療費水準が高い」、「所得水準が低く、保険料の負担が重い」など構造的な課題があり、今後も高齢化の進展等に伴い、医療費の増加が見込まれ、財政運営は厳しい見通し
- ・国民健康保険法の改正により、平成30年度から財政運営を都道府県単位化し、運営の安定化と事業の広域化を推進
- ・広域自治体である都道府県は財政運営を担い、市町村は引き続き、資格管理、保険給付、保険料率の決定・賦課、保健事業等を担う。

②国保運営方針の策定根拠

- ・国民健康保険法第82条の2

③対象期間

- ・令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（原則3年ごとに見直し）

国民健康保険の医療に要する費用及び財政見通し

～京都府が中心となり国保財政の安定運営を推進～

①医療費の動向

- ・京都府の1人当たり医療費は増加傾向（過去5年間の平均伸び率は約3%）

②国保財政の現状

- ・京都府の国保被保険者1人当たり所得は全国平均の約8割、保険料の減額を受けている世帯は約6割

③市町村国保会計の赤字削減等の取組

- ・市町村は赤字の要因を分析し、赤字削減等の取組を強化
- ・京都府は、市町村ごとに赤字の状況を公表（見える化）

④財政安定化基金の活用

- ・保険料収納額の不足時：無利子貸付
- ・災害の発生等特別な事情がある時：2分の1を上限として対象市町村へ交付
*原則、交付を受けた市町村、府、国で3分の1ずつを補填
- ・府国保事業特別会計で決算剰余金等の留保財源が生じた場合は納付金減額に用いることを基本として特例基金に積立て

国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法

～市町村と連携し、新制度への円滑移行から安定運営に向けた土台づくりを推進～

①基本的な算定方法

- ・市町村の医療費水準を納付金及び標準保険料率に反映
- ・将来的には、保険料水準の統一を目指し、市町村と保険料水準の統一に向けて課題等を整理

府内市町村間の保険料格差：約1.9倍（3箇年平均）
医療費格差：約1.3倍（3箇年平均）

②納付金の算定方法

- ・所得割、均等割、世帯割の3方式を採用
- ・医療費指数の反映割合（ α ）：1
- ・所得水準（全国平均の約8割）を反映

③激変の緩和

- ・新制度への移行により、急激に保険料が変動しないよう激変緩和措置を実施
- ・期間：保険料率の推移を踏まえ検討（国保財政安定化基金のうち特例分を活用できる令和5年度までを基本的目安とする）

保険料徴収・保険給付の適正実施

～より信頼される国保となるよう、公平・公正な制度運営を推進～

①保険料収納率

- ・京都府平均収納率は上昇傾向にあり、全国的にも上位

②収納率目標

- ・過去の実績をベースに目標収納率を設定
- ・特別の事情（新型コロナウイルス感染症等）により、収納率が大幅に低下した場合には見直しを検討

③収納対策

- ・口座振替の推進、キャッシュレス決済についても地域の実情に応じて導入の可否を検討
- ・国保連と連携した市町村向け研修会の実施、アドバイザーの派遣 等

④第三者行為求償等の取組充実

- ・保険者努力支援制度を活用し、保険給付のさらなる適正化を推進

保健事業の充実（健康寿命の延伸）

～市町村等と連携した健康の維持・増進対策を促進～

①他計画との連携

- ・「京都府保健医療計画」、「京都府高齢者健康福祉計画」、「京都府中期的な医療費の推移に関する見通し」等との連携

②特定健診・特定保健指導の実施率向上

- ・先進的取組好事例研修の実施等

③後発医薬品への理解促進

- ・先進的取組好事例研修の実施等

④糖尿病等の重症化予防

- ・京都府版糖尿病性腎症重症化予防プログラムの普及を図り、P D C Aサイクルに沿った効果的・効率的な事業を推進

⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- ・高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、高齢者の心身の特性や社会的環境に応じた保健事業を推進

⑥きょうと健康長寿・未病改善センター事業等による市町村支援

- ・保険者努力支援制度を活用し、市町村内の関係部門が連携して効果的・効率的な保健事業を推進できるよう取組を支援

事務の広域的及び効率的な運営の推進

～事務の広域化とともに、広報の充実に努め、国保を皆で支える機運づくりを醸成～

①広報事業

- ・国保をはじめとする医療保険制度の周知を図り、府民の国民皆保険制度への理解を促進

②研修事業

- ・国保連とともに各種研修等を実施し、国保への信頼性を向上

その他

- ・市町村とともに国保の運営状況を定期的に把握・分析、国保運営協議会で評価を行い、見直しを実施

利用申込受付開始！

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになります！

2021年3月(予定)から利用開始

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



内閣府



総務省



厚生労働省



医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに かざすだけ！

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



利用申込はカンタン！

今すぐ申込可能

☒ まずは必要なものをチェック！


- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダー）
- ③ 「マイナポータルAP」のインストール

iPhone



Android



STEP1

- ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルへアクセスする。
※「マイナポータルAP」は閉じてください。

STEP2

- 「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。

STEP3

- 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

- マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃんスマホからの
アクセスは
こちら！

ここをクリック！

ウラ面も見てね！



どんないいことがあるの？

就職・転職・引越をしても
健康保険証として
ずっと使える！

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



あなたが同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
今までに使った正確な薬の
情報が医師等と共有できる！



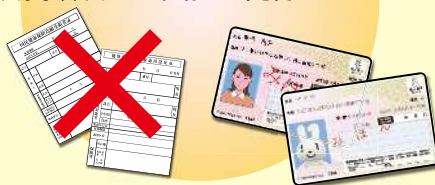
マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費情報が
見られる！



マイナポータルを通じた
医療費情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
カンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額以上の支払が免除される！



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。
※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



いつから使えるの？

●現在

- マイナポータルで、利用申込受付中！



マイナンバーカードの
申請はお早めに！

●2021年3月（予定）から

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

●2021年10月（予定）から

- マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に

●2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に



申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～18時30分

子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入（国民健康保険制度）

1. 見直しの趣旨

- 国民健康保険制度の保険料は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）に応じて設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険料を軽減する。

（参考）平成27年国保法改正 参・厚労委附帯決議

「子どもに係る均等割保険料の軽減措置について、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論する」

2. 軽減措置スキーム

- 対象は、全世帯の未就学児とする。
- 当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減する。

※ 例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となる。

- 国・地方の負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

- 施行時期：令和4年度（2022年度）

【軽減イメージ】

